

○総務省令第八十七号

地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第二百三十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十六日

総務大臣 村上誠一郎

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>第十二条の二十 地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入</p> <p>二 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金</p> <p>2] 前項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第二項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。</p> <p>第十二条の二十一 地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法は、歳入等の納付に関する書類であつて次に掲げる符号が記載されているもの又は次に掲げる符号を用いて納付する方法とする。</p> <p>一 次号に掲げる符号を電気通信回線を通じて地方税共同機構（次項において「機構」という。）の使用に係る電子計算機に送信するための符号</p> <p>二 個々の納付を識別するために普通地方公共団体が割り当てる符号</p> <p>2] 前項の規定により歳入等の納付を行うとする者のうち、歳入等の納付の手續に利用することができ入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するもののみを使用して歳入等の納付の手續を行うとするものは、次に掲げる事項をあらかじめ機構に届け出なければならぬ。</p> <p>一 氏名、住所又は居所</p> <p>二 歳入等の納付の手續に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別及び口座番号</p> <p>三 その他参考となるべき事項</p> <p>第十二条の二十二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二十四条の四十一（同条第一号を除く。）、第二十四条の四十二（同条第一号を除く。）、及び第二十四条の四十四から第二十四条の五十四までの規定は、地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十七条の六第三項及び第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの規定を準用する場合並びに地方自治法施行令第七百七十三条の四第二項において地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七條の五から第五十七條の五の三までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「地方団体の徴収金」とあるのは「歳入等」と、「納付又は納入」とあるのは「納付」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第十二条の二十 地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入</p> <p>二 繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>第二十四条の四十一第二号</p>	<p>第二十四条の四十三第一項第二号</p>
<p>第二十四条の四十一第二号</p>	<p>第二十一条第一項</p>

第二十四条の四十二第一項	第二十四条の四十二第二項	特定徴収金	特定徴収金	政令第五十七條の五第二項	前条第一号又は第二号	特定徴収金の税目（税目を識別するための符号その他の事項を含む。）及び金額	納付若しくは納入	特定徴収金	第二十四条の四十二第一項第二号	第二十四条の四十二第一項第三号	特定徴収金	特定徴収金	納付し、又は納入する地方団体の徴収金	納付する歳入等
第二十四条の四十五	第二十四条の四十二第三項	特定徴収金	特定徴収金	政令第五十七條の五の二第三項	前条第一号	特定歳入等の金額	納付	特定歳入等	第二十四条の四十二第一項第二号	第二十四条の四十二第一項第三号	特定徴収金	特定徴収金	納付し、又は納入する地方団体の徴収金	納付する歳入等
地方自治法施行令第一百七十三條の	地方自治法施行令第一百七十三條の四第二項において読み替えて準用する地方税法施行令第五十七條の五第二項	特定歳入等	特定歳入等	地方自治法施行令第一百七十三條の四第二項において読み替えて準用する地方税法施行令第五十七條の五第二項	前条第一号	特定歳入等の金額	納付	特定歳入等	第二十四条の四十二第一項第二号	第二十四条の四十二第一項第三号	特定徴収金	特定徴収金	納付し、又は納入する地方団体の徴収金	納付する歳入等

第二十四条の四十六第一号	納付若しくは納入	納付
	記載すべきこととされている事項 又は記載されている事項	記載されている事項
第二十四条の四十八第一項	特定徴収金	特定歳入等
	法第七百四十七条の七	地方自治法第二百四十三条の二の七第四項において読み替えて準用する地方税法第七百四十七条の七
第二十四条の四十八第二項	特定徴収金	特定歳入等
	納付し、又は納入しよう	納付しよう
第二十四条の五十一第一号及び第二号ロ	特定徴収金	特定歳入等
	納付し、又は納入しよう	納付しよう

第十二条の二十三 「略」

(基準給与年額の算定方法)

第十三条の二 地方自治法施行令第七十三条の五第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において

四第二項において読み替えて準用する地方税法施行令第五十七条の五の二第三項

第十二条の二十一 「同上」

(基準給与年額の算定方法)

第十三条の二 地方自治法施行令第七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>いて支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は 同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。 （）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の 八第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。） の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して 得た額） 〔二・三 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 地方自治法施行令第七十三条の五第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算 定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる 額の合計額とする。 〔一〕三 略 〔5・6 略〕</p> <p>第二十二條の六 地方税法施行規則第七條の二第二項の規定は、法第二百八十二條第二項に規定 する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業者数につい て準用する。</p> <p>いて支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は 同法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。 （）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の 七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。） の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して 得た額） 〔二・三 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 地方自治法施行令第七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算 定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる 額の合計額とする。 〔一〕三 同上 〔5・6 同上〕</p> <p>第二十二條の六 地方税法施行規則（昭和二十九年總理府令第二十三号）第七條の二第二項の規 定は、法第二百八十二條第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村 （特別区を含む。）の従業者数について準用する。</p>
---	--

(地方公営企業法施行規則の一部改正)

第二条 地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(公金の徴収等の委託)</p> <p>第五十三条の二 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十第一項の規定は、法第三十三条の二において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。</p>
改正前	<p>(公金の徴収等の委託)</p> <p>第五十三条の二 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十の規定は、法第三十三条の二において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。</p>

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等)

第十四条の十一 地方自治法施行規則第十二条の二十第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二十第一項第一号中「他の普通地方公共団体」とあるのは「普通地方公共団体」と、同項第二号中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

2 地方自治法施行規則第十二条の二十第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。

(合併特例区に係る特定歳入等の納付方法)

第十四条の十二 地方自治法施行規則第十二条の二十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、同令第十二条の二十一中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

(合併特例区に係る特定歳入等の納付に関する事項等)

第十四条の十三 地方自治法施行規則第十二条の二十二の規定は、法第四十七条において地方自治法第二百四十三条の二の七第四項の規定を準用する場合及び令第五十条第一項において地方自治法施行令第七十三条の四第二項の規定を準用する場合について準用する。

(合併特例区に係る基準給与年額の算定方法)

第二十六条 地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条の五第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等)

第十四条の十一 地方自治法施行規則第十二条の二十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二十中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(合併特例区に係る基準給与年額の算定方法)

第二十六条 地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第七十三条の四第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条の二第一項第一号	〔略〕	〔略〕	普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下こ
--------------	-----	-----	--	--

第十三条の二第一項第一号	〔同上〕	〔同上〕	普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下こ
--------------	------	------	--	--

第十三条の二第一項第 二号及び第三号	[略]	[略]	の項及び次項において同じ。
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	の項及び次項において同じ。

第十三条の二第一項第 二号及び第三号	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。